

(意見書案第5号)

安心の医療制度改革を求める意見書

急激な少子高齢化や医療技術の発展等によって、国民医療費は年々増加し続けている。2006年の医療制度改革に向けて、政府・与党は昨年12月1日に「医療制度改革大綱」を決定した。これに基づき改革関連法案を今通常国会に提出し、成立させようとしている。

大綱では、医療費適正化のために患者の自己負担増を求める制度改正を示唆しているが、患者負担は増え続けており、特に高齢者は受診率が高く負担額も多くなっている。これ以上の負担増は、誰もが安心して最高の医療サービスを受けることができるという、国民皆保険制度の崩壊につながりかねない。

医療制度改革を進め、膨張する医療費を適正化するためには、生活習慣病対策など、中長期的な取り組みとしての健康づくりはもちろん、病院と診療所の役割整理の促進、医療機関と医療の内容に関する情報公開、受診回数の抑制や多剤投薬の解消を図ること等が喫緊の課題である。

また、道内は医師のいない病院・診療所が増えており、過疎地における医療体制の整備が急がれる。このままでは、医療制度への不信・不安が一層高まり、国民の生命と健康も脅かされることになる。

よって、政府においては、国民が健康で働き、生活できるように寄与する「安心の医療制度」改革を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣

}宛